

前回までの検討委員会における意見等を踏まえた今後の学校部活動の姿について

本検討委員会における議論を進めるにあたり、次の点を共通認識として持つことが前回（第3回）の検討委員会において確認された。

熊本市教育振興基本計画の基本理念である「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」や部活動の意義等を踏まえ、今後、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図っていくためには、どのような仕組みづくりが必要か検討する。

また、前回までに委員から

- ・現在ある総合型地域スポーツクラブでは、数も限られており、地域間での活動の有無や、小学生までで手一杯な状況など、受け皿としては難しい
- ・コロナの関係で地域の活動が3年停滞しており、地域力が落ちている状況で地域が受け皿となるのは難しい
- ・現在、熊本の有効求人倍率は1.4を超えており、さらに大企業が来たり法改正されたり、人手が足りないという中で、地域に部活動を担ってもらおうと思っても人手がいない
- ・部活動に意義があり、残していくのであれば、学校の中で人材を抱えるべきであり、地域に出せば済むという話ではないということを議論すべき
- ・拠点校型の合同部活動が一番現実的
- ・子どもの数が減り、既に活動できない部がでてきている
- ・親の立場としては安心して、学校で子どもがやりたい運動などをできるような状況が続けばいいと思う
- ・学校部活動を地域移行すると、家庭の経済状況で活動に参加できない生徒が出てくるのではないか
- ・地域移行する場合には、経過措置が必要

などの意見が出されている。

学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有している。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなって

きており、学校や地域によっては存続が難しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

学校部活動には、上記のような教育的意義や課題がある。その中で、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動を充実するために、まずは、今後の学校部活動をどのように運営していくかを検討したい。

①部活動の持続可能な運営主体のあり方

〈地域移行に伴う懸念〉

- ・現在ある総合型地域スポーツクラブでは、数も限られており、地域間での活動の有無や、小学生までで手一杯な状況など、受け皿としては難しい。
- ・送迎等に伴う安全上の課題の整理や、保護者の負担増。
- ・地域移行する場合には、経過措置が必要。
- ・子どもたちの生徒指導と保護者の対応について。

〈運営主体のあり方について〉

- ・様々な立場の方が、少しずつ手を出して、育てていく仕組みをみんなでつくり上げたい。
- ・拠点校型の合同部活動が一番現実的。市教委として合同部活動に関する規定を整理してほしい。
- ・部活動に意義があり、残していくのであれば、学校の中で人材を抱えるべきであり、地域に出せば済むという話ではないということを議論すべき。

②指導者の確保

- ・報酬が支払われれば部活動指導に従事したいと考える教員の割合は、中学校で約40%、小学校で約10%である。(令和4年12月実施アンケートより)
- ・中学生への指導となると、指導ができる人材も限られ、育成が必要になる。
- ・現在、熊本の有効求人倍率は1.4を超えており、さらに大企業が来たり法改正されたり、人手が足りないという中で、地域に部活動を担ってもらおうと思っても人手がいない。
- ・シルバー人材センターのような形で、退職教員版の部活動人材センターをつくってはどうか。

③経済的負担のあり方

- ・子どものスポーツ・文化芸術活動に毎月の会費として負担できる額について、中学生の保護者、小学生の保護者ともに「3,000円程度」ならよいと考える割合が約30%で最も多かった。(令和4年12月実施アンケートより)
- ・校長等の指揮監督下にあると判断されるような場合は、兼職兼業の対象ではなく、学校の本来業務の一部と整理される。(令和3年2月17日文科科学省通知より)

・今まで教員に対してただ働きを強いてきて、これまでより指導費が高くなる分について、今度は保護者に負担させるというのはいかがなものかと思う。その分は、行政が払うべき。

④スポーツ・文化施設の確保

- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具の保管のための倉庫の設置、スマートロックの設置に伴う扉の改修等）（令和5年度文部科学省予算案）
- ・学校以外に防音装置が整っているところが少ない。（令和4年12月実施アンケートより）
- ・活動場所の確保（楽器保管など）について、学校施設を使えるようにすべき。

⑤保険のあり方

- ・スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。（令和4年6月6日国検討会議の提言より）
- ・スポーツ安全協会の保険は、指導者や運営側に過誤があった場合、保険が適用されないため、民間の保険に入っている。
- ・保護者の方等が立ち上げた団体において、危機管理の面で対応ができていない場合があり、改善が必要。

⑥熊本市における今後のスポーツ・文化芸術活動

- ・地域とか学校とかを考える前に、今後の熊本市の子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の在り方や誰が主役なのかを考え直す必要がある。

⑦地域との連携やまちづくり

- ・部活動の問題は、広げて考えれば、まちづくりとかの解決にもなるのではないか。
- ・コロナの関係で地域の活動が3年停滞しており、地域力が落ちている状況で地域が受け皿となるのは難しい。

⑧生徒の自主的で多様な学びの場

部活動は、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有している。（令和4年12月スポーツ庁・文化庁のガイドラインより）